

## 10月の税務カレンダー

- ☆平成27年8月決算法人の確定申告
- ☆2月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・10月13日までに納付



### 【税務耳より情報】

#### 3割の事業者が消費税10%時には、価格転嫁が不安訴え

2017年4月から消費税が10%にアップしますが、日本商工会議所の実態調査(有効回答数3135事業者)では、3割の方が、価格転嫁できるかわからないと回答しています。また、消費税率アップ後の売上高の増減については、「増加19.7%」「横ばい46.7%」「減少33.6%」となっており、売上高が減少した事業者が3割以上となっています。特に飲食店では、一律に3%のアップができなかった事業者が多く、生活に直結したもののほど、価格転嫁しづらい現状があるようです。大企業と違って中小企業は、価格の転嫁が難しく、消費税が10%になれば、資金繰りにも大きな影響を与えます。2017年4月からの消費税の増税を阻止するためには、庶民増税反対を全面的に訴えてゆくことが必要だと感じています。(税理士 柿沼和歌枝)

#### 国外居住親族に係る扶養控除等について

平成27年度税制改正により、来年度から支払う給与等から、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、年末調整時に「親族関係書類」や「送金関係書類」が必要になります。

「親族関係書類」・・・国外居住親族がその居住者の親族であることを証するもの。戸籍の附票など

「送金関係書類」・・・国外居住親族の生活費や教育に充てるための支払いがわかるもの。金融機関の為替取引書類やクレジットカードの支払い明細など。(詳細は、職員にお尋ねください。)

### 《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、4th Caféさん(北本市荒井2-489 電話048-578-7525 月曜日定休)。北本市にあるおしゃれなカフェです。明確なコンセプトを持ち、お庭や建物、装飾類までこだわりぬいたお店です。うっとりするようなテーブルセッティングやお皿まで素敵なカフェでいつも女性客がいっぱいの人気店です。写真は、なすとベーコンのアラビアータです。デザートも美味しいです。夜は、予約が必要との事で、基本は、ランチのみの営業です。北本トマトカレーも好評です。同じ敷地内にアンティークショップもあります。



### 《社労士法人よりお知らせ》

#### 最低賃金が変わります(全国平均で18円引上げ)

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、また、原則として都道府県内で働くすべての労働者(常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託等)とその使用者に対して適用されます。主な都県の最低賃金は次の通りとなります。

埼玉県	802円	→	820円	(平成27年10月1日発効)
群馬県	721円	→	737円	(平成27年10月8日発効)
東京都	888円	→	907円	(平成27年10月1日発効)

### 労働者派遣法が改正されました

平成27年9月11日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、一般労働者派遣事業(許可制)、労働者派遣事業(届出制)の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となりました。他にも派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ措置の実施、均衡待遇の推進、現在の期間制限(派遣期間)のルールが変わります。(平成27年9月30日施行)

さらに平成27年10月1日から労働契約申し込みみなし制度が施行されます。

詳しくは、厚生労働省のホームページにありますので、ご覧ください。

### 【事務所ニュース】望年会のお知らせ

今年も残り3か月、早いもので、もう来年のカレンダーも売り出されています。熊谷事務所では、恒例の望年会を企画しております。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日程：2015年11月27日 金曜日

午後5時より研修会予定(午後6時より望年会予定)

会場：埼玉グランドホテル深谷(プラナスの間)

☆詳細は、決まり次第、追ってお知らせします。

